

# 租税特別措置法等（間接税等関係）の改正

## 目 次

一	たばこ税関係の改正	3	東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の見直し……………	877
1	入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の延長……………	862		
二	石油石炭税関係の改正	4	東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の延長等……………	878
1	地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例に係る軽減・還付措置の延長……………	863		
三	自動車重量税関係の改正	5	東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の延長……………	879
1	自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「エコカー減税」）の延長等……………	865		
2	公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の延長……………	869		
3	側方衝突警報装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の見直し……………	870		
四	国際観光旅客税関係の改正	6	社会保険診療報酬支払基金の名称変更後における医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が作成する印紙税の非課税文書の見直し（令和7年改正法関係（令和7年3月））……………	880
1	国際観光旅客税の税率の見直し……………	872		
2	国税犯則調査手続の見直しに伴う罰則規定の整備……………	874		
五	印紙税関係の改正	7	国民健康保険団体連合会が作成する非課税文書の見直し（令和7年改正法関係（令和7年3月））……………	882
1	特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の見直し……………	875		
2	東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長等……………	876		
六	揮発油税等関係の改正（租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律関係（令和7年12月））	1	揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例措置等の廃止……………	883
		2	沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の見直し……………	885

## 一 たばこ税関係の改正

### 1 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の延長

#### (1) 改正前の制度の概要等

保税地域から引き取られる製造たばこのうち、令和8年3月31日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は別送して輸入する紙巻たばこ（免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量のものに限ります。）に係るたばこ税の税率は、1,000本につき14,500円とされていました（旧措法88の2）。また、たばこ特別税についての入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこに係る特例税率は、1,000本につき500円とされています（財源確保法8②）。したがって、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち、免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量のものに係る税率については、たばこ税及びたばこ特別税を合わせて、1,000本につき15,000円となっています。

なお、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこについては、地方のたばこ税は課されず、また、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち、本特例の適用を受ける紙巻たばこについては、租税特別措置法の規定により消費税が課されないこととされています（措法86の3）。

**(参考)** 入国者が携帯して輸入する紙巻たばこについて、免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量については、昭和62年3月末までは、通関時における納税手続の簡素化等を図る観点から、関税及び内国消費税の税率を総合したものを基礎として算出

されていた簡易税率が関税定率法に定められており、これを適用することとされていました。

紙巻たばこについては、昭和61年の日米たばこ協議合意に基づき、昭和62年4月から、紙巻たばこに対する関税が無税とされたことに伴い、それまで入国者が携帯して輸入する紙巻たばこに適用されていた関税定率法に基づく簡易税率が適用できなくなりましたが、入国者に係る通関事務が円滑に行われることの重要性に変化はないことから、昭和62年度税制改正において、関税の簡易税率の代替措置として、「入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置」が租税特別措置法に設けられました。

#### (2) 改正の内容

本特例については、紙巻たばこに係る関税の無税化が関税暫定措置法により1年ごとの措置とされていることから、本特例の適用期限も関税暫定措置法の改正に併せて1年ごとに延長されてきました。

令和8年3月31日に期限が到来する本特例の適用期限については、令和8年度税制改正においても、紙巻たばこに係る関税を無税とする関税暫定措置法の暫定税率の適用期限が1年延長されることに併せて、令和9年3月31日まで1年延長することとされました（措法88の2①）。

#### (3) 適用関係

上記の改正は令和8年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

## 二 石油石炭税関係の改正

### 1 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例に係る軽減・還付措置の延長

#### (1) 制度の趣旨

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減が地球規模の重要かつ喫緊の課題となっていること等を踏まえ、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成24年度税制改正において、広範な分野にわたりエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税に CO<sub>2</sub> 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられました。

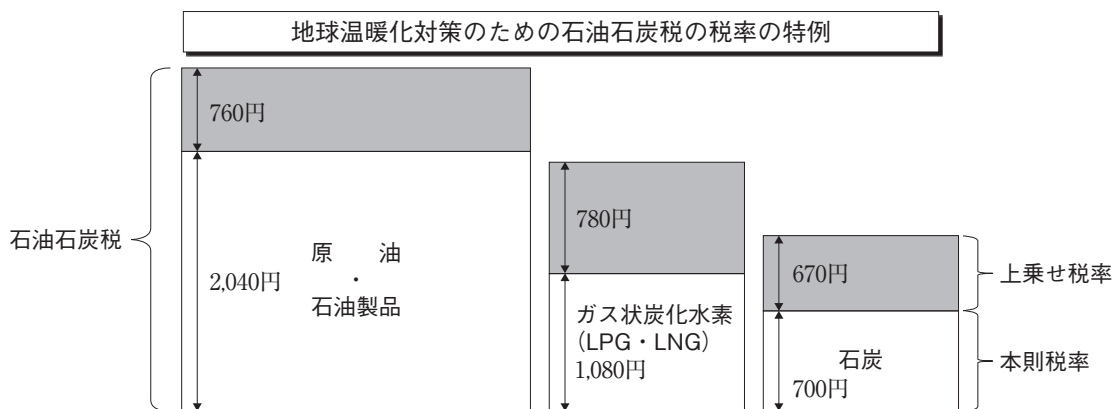
この特例による税率は、原油及び石油製品については 1 kℓ 当たり 2,800 円（760 円の上乗せ）、ガス状炭化水素は 1 t 当たり 1,860 円（780 円の上乗せ）、石炭は 1 t 当たり 1,370 円（670 円の上乗せ）とされています（措法90の3の2）。

ただし、一定の分野については、エネルギー集約度が極めて高いこと、地域雇用に重大な影響を与え得ること等に配慮し、所要の軽減・還付措置が講じられました。

平成26年度税制改正において、その適用期限が3年延長されました。

平成29年度税制改正において、還付措置の対象に苛性ソーダの製造業を営む者（子会社等を含みます。）が自ら発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限ります。）の用に供した重油等を追加するとともに、その適用期限が3年延長されました。

令和2年度税制改正及び令和5年度税制改正において、その適用期限がそれぞれ3年延長され、令和8年3月31日までの措置とされました。



課税物件	本則税率	特例税率
原油・石油製品 [1 kℓ 当たり]	2,040円	2,800円
ガス状炭化水素 [1 t 当たり]	1,080円	1,860円
石炭 [1 t 当たり]	700円	1,370円

(2) 改正前の制度の概要

① 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置

苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限ります。）の用に供する石炭及び塩製造業者が自ら発電（イオン交換膜法による塩の製造に使用する電気に係るものに限ります。）の用に供する石炭について、令和8年3月31日までに保税地域から引き取られるものについては、その引取りに係る石油石炭税の税額は、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」の規定にかかわらず、本則税率（1t当たり700円）により計算した金額とすることとされてきました（旧措法90の3の3）。

② 特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還

付措置

次表に掲げる使用者が課税済みの原油又は粗油から国内において製造された特定用途石油製品等（次表に掲げる石油製品等をいいます。）を令和8年3月31日までに次表に掲げる用途に供した場合には、これらの用途に供した特定用途石油製品等につき、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」による税率（(1)の図の表中「特例税率」の欄の額）により計算した石油石炭税額と本則税率（(1)の図の表中「本則税率」の欄の額）により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額をその特定用途石油製品等の製造者、その特定用途石油製品等を採取場から移出した採取者又はその特定用途石油製品等を保税地域から引き取った者に還付することとされてきました（旧措法90の3の4）。

	使用者	石油製品等	用途
1	内航海運業を営む内航海運業法の規定による登録を受けた者又は届出を行った者	軽油又は重油	内航海運業に係る内航運送の用
2	一般旅客定期航路事業を営む海上運送法の規定による許可を受けた者	軽油又は重油	一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用その他の一定の用途を除きます。）
3	鉄道事業法の規定による許可を受けた者	軽油	第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限ります。）
4	国内定期航空運送事業を営む航空法の規定による許可を受けた者	航空機燃料	国内定期航空運送事業の用
5	農林漁業を営む者	軽油	農林漁業の用
6	苛性ソーダの製造業を営む者（その苛性ソーダの製造業を営む者に電気を供給する者であって、その苛性ソーダの製造業を営む者と特別の関係がある者を含みます。）	重油、天然ガス又は石炭	発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限ります。）の用

(3) 改正の内容

「特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置」及び「特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石

油石炭税の還付措置」については、その適用期限を3年延長し、令和11年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の3の3、90の3の4）。

### 三 自動車重量税関係の改正

#### 1 自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「エコカー減税」）の延長等

##### (1) 制度の趣旨等

平成20年当時、厳しい経済情勢の下で、自動車の販売台数が減少し、裾野の広い関連産業に影響を及ぼすことが懸念されたことから、自動車の買換え・購入需要を促進するとともに、環境性能に優れた自動車の普及・促進を図り、今後我が国が目指すべき低炭素社会の実現につながる措置を講ずる観点から、平成21年度税制改正において、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に最初に受ける車検の際に納付すべき自動車重量税について、環境性能に優れた自動車に係る負担を時限的に免除・軽減する措置が創設されました。

その後、累次の税制改正において、燃費基準等の切替えや2回目の車検時に係る自動車重量税の免除など、所要の見直しが行われるとともに、平成24年度税制改正、平成27年度税制改正、平成29年度税制改正、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正及び令和5年度税制改正において、その適用期限がそれぞれ延長され、令和8年4月30日までの措置とされました。

##### (2) 改正前の制度の概要

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に新車に係る新規検査（予備検査を含みます。以下この三において同じです。）を受けたものについて、その納付すべき自動車重量税を免除、75%軽減、50%軽減又は25%軽減することとされていました（旧措法90の12①～④、旧措規40の4①～④）。

##### (3) 改正の背景及び内容

本措置は、燃費水準が向上すれば特例の対象

となる自動車が増加し、政策インセンティブ機能が低下するという性質を有しており、適用期限の到来に合わせて見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとされています。

今回の見直しでは、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）における2030年の次世代自動車（電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）、クリーンディーゼル自動車等）に関する政府目標や「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）における2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す政府目標を踏まえ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、燃費基準の達成度を段階的に引き上げる等、対象となる自動車の範囲を見直した上で、その適用期限を2年延長することとされました。

具体的には、次のとおり対象となる自動車の要件を見直すこととされました。

##### ① 乗用自動車

平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車若しくは石油ガス自動車又は平成30年排出ガス規制に適合するディーゼル自動車のうち、令和2年度燃費基準を達成しているものであって、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるものは免税対象車（措法90の12①四イ・五・六イ、措規40の4⑦⑧⑨⑩）、令和12年度燃費基準を達成しているものは75%軽減対象車（措法90の12②一イ・二・三イ、措規40の4⑳㉑㉒）、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるものは50%軽減対象車（措法90の12③一イ・二・三イ、

措規40の4<sup>②⑨③④⑤</sup>）、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が85%（令和9年4月30日までの間は、80%）以上であるものは25%軽減対象車（措法90の12<sup>④</sup>一イ・二・三、措規40の4<sup>③⑨④⑤</sup>）とすることとされました。

② バス（車両総重量が3.5t以下のガソリン自動車及びディーゼル自動車に限ります。）

イ 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車又は平成30年排出ガス規制に適合するディーゼル自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるものは免税対象車とすることとされました（措法90の12<sup>①</sup>四ロ・六ロ、措規40の4<sup>⑩⑬</sup>）。

ロ 次の(イ)又は(ロ)に掲げるものは75%軽減対象車とすることとされました（措法90の12<sup>②</sup>一ロハ・三口、措規40の4<sup>⑪⑫⑭</sup>）。

(イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車又は平成30年排出ガス規制に適合するディーゼル自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であるもの

(ロ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの

ハ 次の(イ)又は(ロ)に掲げるものは50%軽減対象車とすることとされました（措法90の12<sup>③</sup>一ロハ・三口、措規40の4<sup>⑮⑯⑰</sup>）。

(イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車又は平成30年排出ガス規制に適合するディーゼル自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が65%以上であるもの

(ロ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であるもの

ニ 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が65%以上であるものは25%軽減対象車とすることとされました（措法90の12<sup>④</sup>一ロ、措規40の4<sup>⑱</sup>）。

③ トラック（車両総重量が3.5t以下のガソリン自動車及び車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル自動車に限ります。）

イ 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車又は平成30年排出ガス規制に適合するディーゼル自動車のうち、令和4年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの（車両総重量が2.5t以下のガソリン自動車にあつては、令和4年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの）は免税対象車とすることとされました（措法90の12<sup>①</sup>四ハ・六ハ、措規40の4<sup>⑲⑳</sup>）。

ロ 次の(イ)又は(ロ)に掲げるものは75%軽減対象車とすることとされました（措法90の12<sup>②</sup>一ニホ・三八、措規40の4<sup>㉑㉒㉓</sup>）。

(イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車又は平成30年排出ガス規制に適合するディーゼル自動車のうち、令和4年度燃費基準を達成しているもの（車両総重量が2.5t以下のガソリン自動車にあつては、令和4年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの）

(ロ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車であつて、平成30年排出

ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、令和4年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの

ハ 次の(イ)又は(ロ)に掲げるものは50%軽減対象車とすることとされました（措法90の12③一ニホ・三八、措規40の4③②③③③⑦）。

(イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車又は平成30年排出ガス規制に適合するディーゼル自動車のうち、令和4年度燃費基準に対する達成の程度が95%（車両総重量が2.5t以下のガソリン自動車にあつては、105%）以上であるもの

(ロ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車であつて、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、令和4年度燃費基準を達成しているもの

ニ 車両総重量が2.5t以下のガソリン自動車であつて、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、令和4年度燃費基準を達成しているものは25%軽減対象車とすることとされました（措法90の12④一ハ、措規40の4④①）。

④ バス・トラック（車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車に限ります。）

イ 平成28年排出ガス規制に適合する自動車のうち、令和7年度燃費基準に対する達成

の程度が105%以上であるものは、免税対象車とすることとされました（措法90の12①六ニ、措規40の4⑱）。

ロ 平成28年排出ガス規制に適合する自動車のうち、令和7年度燃費基準を達成しているものは、50%軽減対象車とすることとされました（措法90の12③三ニ、措規40の4⑳）。

(注1) 上記の「免税対象車」、「75%軽減対象車」、「50%軽減対象車」及び「25%軽減対象車」とは、それぞれ新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除、75%軽減、50%軽減及び25%軽減する自動車をいいます。

(注2) 今般の改正によりエコカー減税の対象外となるガソリン自動車、石油ガス自動車又はディーゼル自動車であつて、乗用自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているものは、令和9年5月1日から令和10年4月30日までの間に自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等の際に納付すべき自動車重量税の税率について、自動車重量税法（昭和46年法律第89号）第7条に規定する本則税率を適用することとする経過措置が講じられています（改正法附則70②、改正措規附則12）。

#### (4) 適用関係

上記の改正は、令和8年5月1日以後に自動車検査証の交付等を受ける自動車について適用されます（改正法附則1一、改正措規附則1一）。

エコカー減税の見直しについて（乗用車）

改正前				改正後					
車種	減免区分	排出ガス性能	R12年度燃費基準*	減免区分	R12年度燃費基準*				
					R8.5.1～R9.4.30	R9.5.1～R10.4.30			
電気自動車・燃料電池自動車	免税 (車検2回分)	省略	達成度要件なし	改正なし					
天然ガス自動車									
プラグインハイブリッド自動車									
ガソリン車 ・ 石油ガス車 ・ ディーゼル車	免税 (車検1回分)		125%達成				免税 (車検1回分)	105%達成	
			100%達成					75%軽減 (新設)	100%達成
	50%軽減		90%達成				50%軽減	95%達成	
	25%軽減		80%達成	25%軽減	80%達成 (改正前の基準を維持)	85%達成			
	本則税率 (経過措置)		75%達成	本則税率 (経過措置)	80%達成				

※ガソリン車・石油ガス車・ディーゼル車は、併せてR2年度燃費基準を達成していることが要件。

エコカー減税の見直しについて（バス・トラック）①

○軽量ガソリン車(車両総重量2.5t以下のトラック)

改正前			改正後	
減免区分	排出ガス性能	R4年度燃費基準		
免税	H30規制▲50%	105%達成	115%達成	
75%軽減	同上	100%達成	110%達成	
50%軽減	同上	95%達成	105%達成	
25%軽減	同上	90%達成	100%達成	

○中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック)

改正前			改正後	
減免区分	排出ガス性能	R4年度燃費基準		
免税	ガソリン車	H30規制▲50%	100%達成	105%達成
75%軽減	ガソリン車	H30規制▲50%	95%達成	100%達成
		H30規制▲25%	100%達成	105%達成
50%軽減	ガソリン車	H30規制▲50%	90%達成	95%達成
		H30規制▲25%	95%達成	100%達成
25%軽減	ガソリン車			
		H30規制▲25%	90%達成	削除

改正前			改正後	
減免区分	排出ガス性能	R4年度燃費基準		
免税	ディーゼル車	H30規制適合	100%達成	105%達成
75%軽減		H30規制適合	95%達成	100%達成
50%軽減		H30規制適合	90%達成	95%達成
25%軽減				

エコカー減税の見直しについて（バス・トラック）②

○軽中量車（車両総重量3.5t以下のバス）

改正前			改正後
減免区分	排出ガス性能	R2年度燃費基準	R12年度燃費基準
免税	H30規制▲50%	105%達成	75%達成
	H30規制▲25%	110%達成	削除
75%軽減	H30規制▲50%	100%達成	70%達成
	H30規制▲25%	105%達成	75%達成
50%軽減	H30規制▲50%	—	65%達成
	H30規制▲25%	100%達成	70%達成
25%軽減	H30規制▲50%	—	65%達成
	H30規制▲25%	—	65%達成

改正前			改正後
減免区分	排出ガス性能	R2年度燃費基準	R12年度燃費基準
免税	H30規制適合	105%達成	75%達成
75%軽減	H30規制適合	100%達成	70%達成
50%軽減	H30規制適合	—	65%達成
25%軽減			

○重量ディーゼル車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）

現行		改正案	
減免区分	排出ガス性能	R7年度基準	
免税	H28規制適合	100%達成	105%達成
50%軽減	同上	95%達成	100%達成
25%軽減	R7.4.30までの措置		削除

## 2 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の延長

### (1) 制度の趣旨等

バス等のバリアフリー化については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に基づき定められた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）に基づき、計画的に進められているところですが、高齢者等の増加に加え、ベビーカーや子ども連れでも利用しやすい公共交通機関の実現等の要請の高まりもあり、平成23年3月に基本方針が改正され、令和2年度末までの新たな目標が定められました。

また、バリアフリー化は社会に望まれているものの、事業者にとってバリアフリー車両の導入に応じて収入が増加するものではないことから、バリアフリー化をさらに進めていくためには公的な支援を通じた適切な導入インセンティブを確保する必要がある点、バス等は、一般の乗用車等と比べて一度に輸送できる人員が多いことなどから、交通渋滞、交通事故、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの発生という外部不経済がその車

両重量に比して軽減されている点等を踏まえ、平成24年度税制改正において、バリアフリー車両の新車に係る新規検査を受ける際の自動車重量税を免除する特例措置が創設されました。

その後、平成27年度税制改正及び平成30年度税制改正においてその適用期限が延長され、基本方針において定められていた目標の期限である令和3年3月31日までの措置とされました。また、令和元年度税制改正において、本措置の対象に貸切バスとして使用される一定のバリアフリー車両が追加されました。

令和3年度税制改正において、令和2年12月25日付で改正された基本方針を踏まえて令和7年度末までの新たな目標が定められたこと、引き続き公的な支援を通じたバリアフリー車両の適切な導入インセンティブを確保する必要があること等を踏まえ、その適用期限が延長され、令和6年3月31日までの措置とされました。

令和6年度税制改正において、本措置の対象であるユニバーサルデザインタクシーの範囲の見直しを行った上、基本方針において定められている目標の期限が令和7年度末までであること等を踏まえ、その適用期限を2年延長し、令和8年3月31日までの措置とされました。

## (2) 改正前の制度の概要

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に新車に係る新規検査を受ける次の①及び②の自動車について、その納付すべき自動車重量税を免除することとされていました（旧措法90の13、措規40の6）。

① 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車のうち、次に掲げるもの

イ ノンステップバス（自動車検査証においてその自動車がノンステップバスであることが明らかにされている自動車に限ります。）

ロ リフト付きバス（自動車検査証においてその自動車がリフト付きバスであることが明らかにされている自動車に限ります。）

② 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供するユニバーサルデザインタクシー（自動車検査証においてその自動車がユニバーサルデザインタクシーであることが明らかにされている自動車に限ります。）

## (3) 改正の内容

本措置については、令和7年12月26日付で改正された基本方針を踏まえて令和12年度末までの新たな目標が定められたこと、引き続き公的な支援を通じたバリアフリー車両の適切な導入インセンティブを確保する必要があること等を踏まえ、その適用期限を3年延長し、令和11年3月31日までの措置とされました（措法90の13）。

## 3 側方衝突警報装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の見直し

### (1) 制度の趣旨等

我が国では、産学官が連携し、交通事故の削減に資する先進安全自動車の開発・普及を進め

ています。その成果として、大型貨物自動車向けの衝突被害軽減ブレーキが世界に先駆けて実用化されましたが、このような衝突被害軽減ブレーキを導入することは国際的な潮流となっており、我が国では、平成26年11月以降、順次、大型貨物自動車に対して衝突被害軽減ブレーキの装備を義務付けることとされました。

こうした状況も踏まえ、衝突被害軽減ブレーキを装備した大型貨物自動車の早期普及を図る観点から、平成24年度税制改正において、当該大型貨物自動車の新車に係る新規検査を受ける際の自動車重量税を50%軽減する特例措置が創設されました。

また、平成24年4月に発生した関越自動車道における高速バス事故を契機に、バスの安全対策を強化する観点から、バスに対する衝突被害軽減ブレーキの装備義務付けを含めた車両安全対策の検討が進められました。その結果、車両総重量が5tを超えるバス等（人の運送の用に供する自動車で乗車定員が10人以上のもの（立席を有するものを除きます。）をいいます。以下同じです。）に対する衝突被害軽減ブレーキの技術基準の策定等が行われたことから、その早期普及を図る観点から、平成25年度税制改正において、本措置の対象に車両総重量が5tを超えるバス等であって衝突被害軽減ブレーキを装備したものを加えることとされました。

平成27年度税制改正において、衝突被害軽減ブレーキ等の早期普及により交通事故の防止及び被害軽減を加速させる観点から、本措置の適用対象車の範囲を拡充するとともに、対象装置に車両安定性制御装置を追加した上、3年間の延長措置が講じられました。

平成29年度税制改正において、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を契機とした道路運送法の改正（貸切バス事業者の事業許可の更新制の導入・罰則強化など）等による貸切バス運行の安全性強化の一環として、本措置の対象に車両総重量が12tを超えるバス等であって車線逸脱警報装置を装備したものが追加され

ました。

平成30年度税制改正において、車両安定性制御装置等の早期普及により交通事故の防止及び被害軽減を加速させる観点から、車線逸脱警報装置を装備した車両に係る措置につき、対象となる車両の見直しを行った上、3年間の延長措置が講じられました。

令和3年度税制改正において、新たに装備の義務化が決定された側方衝突警報装置を対象装置に追加する等の見直しを行った上、その適用期限が3年延長され、令和6年4月30日までの措置とされました。

令和5年度税制改正において、バス等及び車両総重量が3.5tを超えるトラックに対して、歩行者検知機能を有する衝突被害軽減ブレーキの装備を義務付けることとされたことを踏まえ、その早期普及により交通事故の防止及び被害軽減を加速させる観点から、本措置の対象に歩行者検知機能を有する衝突被害軽減ブレーキが追加されました。

## (2) 改正前の制度の概要

以下の場合において、その新車に係る新規検査を受ける際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減又は25%軽減することとされていました。

① 車両総重量が8tを超えるトラック（トレーラーを除きます。②及び③において同じです。）のうち、側方衝突警報装置及び歩行者検知機能を有する衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（自動車検査証においてこれらの装置を装備した車両であることが明らかにされている自動車に限ります。）について、令和5年5月1日から令和6年4月30日までの

間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減する（旧措法90の14①、旧措規40の7①～③）。

② 車両総重量が8tを超えるトラックのうち、側方衝突警報装置を装備したもの（①の適用のあるものを除き、自動車検査証において側方衝突警報装置を装備した車両であることが明らかにされている自動車に限ります。）について、令和3年5月1日から令和6年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を25%軽減する（旧措法90の14②、旧措規40の7④）。

③ バス等又は車両総重量が3.5tを超えるトラックのうち、歩行者検知機能を有する衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（①の適用のあるものを除き、自動車検査証において歩行者検知機能を有する衝突被害軽減ブレーキを装備した車両であることが明らかにされている自動車に限ります。）について、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を25%軽減する（旧措法90の14③、旧措規40の7⑤⑥）。

## (3) 改正の内容

上記(2)③に係る措置について、その適用期限を歩行者検知機能を有する衝突被害軽減ブレーキの装備義務化の期限である令和10年8月31日まで延長することとされました（措法90の14①、措規40の7）。

## 四 国際観光旅客税関係の改正

### 1 国際観光旅客税の税率の見直し

#### (1) 改正前の制度の概要

国際観光旅客税は、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、「観光先進国」の実現を図るため、今後さらに増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開していく安定的な財源を確保することを目的として、平成31年1月7日以後に船舶又は航空機により本邦から出国する一定の旅客に対して、出国1回につき1,000円の負担を求めるものとして平成30年に創設されました。

国際観光旅客税の税収の使途については、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第12条に規定する国際観光振興施策に必要な経費に充てることとされているほか、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」を毎年閣議決定し、国際観光旅客税の使途に関する予算編成の考え方を示した上で、国際観光旅客税財源を充当する具体的な施策・事業を示すとともに、使途の適切性及び透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図ることとされています。

（参考）外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）（抄）

第4章 国際観光振興施策に必要な経費の財源

第12条 政府は、国際観光旅客税（国際観光旅客税法（平成30年法律第16号）に規定する国際観光旅客税をいう。第3項第1号において同じ。）の収入見込額に相当する金額を、国際観光振興施策（国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備に関する施策、我が国の多様な

観光の魅力に関する情報の入手の容易化に関する施策並びに地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上に関する施策をいう。）に必要な経費に充てるものとする。

#### 2 省略

3 第1項の国際観光振興施策として行われる施策は、次に掲げる要件に該当するものを基本とするものとする。

- 一 国際観光旅客税の納税者の理解を得られるものであること。
- 二 先進的なもので、かつ、費用に比してその効果が高いものであること。
- 三 地域経済の活性化その他の我が国における政策課題の解決に資するものであること。

#### (2) 改正の背景

観光については、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）により目標として示された2030年訪日外国人旅行者6,000万人・消費額15兆円の実現に向けて、令和5年度から7年度までを計画期間とする第4次観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）等に基づき、観光先進国に向けた取組が進められてきました。

上記の取組を進めていく過程では、一部地域での観光客による混雑・マナー違反などの問題が顕在化するなど、オーバーツーリズムの発生も懸念されていることなどを勘案し、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「観光施策を充実・強化するために、2025年度末までに、新たな観光立国推進基本計画を策定するとともに、必要となる国の財源確保策について、具体的検討を

行う」との方針が示されました。

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

## 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

### 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

#### （2）地域における社会課題への対応

##### （持続可能な観光の推進）

2030年訪日外国人旅行者数6,000万人・消費額15兆円を目指し、地方誘客の促進に向けた、我が国固有の温泉・旅館・食・歴史等の観光資源・文化資源の磨き上げ・連携を進めつつ、アドベンチャーツーリズム等の多様な観光コンテンツ造成と収益性改善、ローカルガイドを含む観光人材育成、高付加価値なインバウンド観光地づくり、国立公園・国定公園・国民公園や公的施設の魅力向上、空港・CIQ・二次交通等の受入環境整備、インバウンドによる地方路線を含む国内航空ネットワークの利用拡大、クルーズの持続的な成長と拠点形成、戦略的なプロモーション、MICE誘致・開催、厳格なカジノ規制を含むIR整備、デジタルノマドの誘客、アウトバウンドの推進による双方向の交流拡大など、インバウンド拡大に係る取組を進める。

持続可能な観光地域づくりに向け、施設改修、廃屋撤去を含めた観光地の面的な受入環境整備、観光地域づくり法人（DMO）のマネジメント体制強化による広域的な取組等の促進とともに、業務効率化・省力化、人材不足対策、オーバーツーリズムの未然防止・抑制、ユニバーサルツーリズムの促進を含む国内交流市場拡大に係る取組を進める。

これらの観光施策を充実・強化するために、2025年度末までに、新たな観

光立国推進基本計画を策定するとともに、必要となる国の財源確保策について、具体的検討を行う。

この方針に基づき、2030年の訪日外国人旅行者6,000万人、旅行消費額15兆円という目標の実現に向け、「インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立」、「国内交流・アウトバウンド拡大」、「観光地・観光産業の強靱化」を柱とする観光施策とともに、こうした観光施策に必要な財源確保策などについて、国土交通省の交通政策審議会観光分科会等で議論が進められました。

このうち、財源確保策については、令和7年11月4日に開催された「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において高市内閣総理大臣から「国土交通大臣は、日本人出国者に配慮しつつ、国際観光旅客税の拡充、観光客の過度な集中の防止と地方分散の推進、マナー違反等のオーバーツーリズム対策の強化（中略）に向けた具体的な対応策の検討を進めてください。」との指示がありました。また、令和7年11月21日に閣議決定された「『強い経済』を実現する総合経済対策」においては、「（前略）オーバーツーリズム対策を強化するため、受益と負担の適正な在り方、訪日旅行需要や日本人出国者への影響を勘案しつつ、国際観光旅客税の拡充について、令和8年度税制改正で検討し、結論を得る。」との方針が示されました。

### （3）改正の内容

オーバーツーリズム対策の強化や地方誘客・需要分散の促進、アウトバウンド施策の充実をはじめとした観光施策に必要な財源を確保するため、国際観光旅客税の税率を本邦からの出国1回につき3,000円（改正前：1,000円）に引き上げることとされました（旅法15）。

### （4）適用関係

上記の改正は、令和8年7月1日以後の出国

に適用されることとなりますが、同日以後の出国であっても同日前に締結された運送契約（同日前にその出国の日を定めたものに限ります。）による出国については、オンチケット方式（航空券販売時において航空運賃と同時に徴収する方式）で国際観光旅客税を徴収することとしている事業者にとって、運送契約締結後に引上げ前の税率（以下「旧税率」といいます。）と引上げ後の税率（以下「新税率」といいます。）の差額を別途徴収することは困難であるという事情を考慮し、旧税率を適用することとする経過措置が設けられています（改正法附則22①）。

他方、オンチケット方式によらず、港湾などにおいて旅客から対面等で徴収することとしている事業者にとっては、上記の経過措置の適用によってかえって実務に混乱が生じるおそれがあることを考慮し、改正法附則第22条第1項が適用される場合であっても、運送契約その他の契約において運賃の領収とは別に国際観光旅客税を徴収することとされている場合には、新税率を適用することとされています（改正法附則22②）。

なお、改正法附則第22条第1項の経過措置の適用がある場合には、通常の記帳義務による記載事項に加えて、経過措置の適用がある旨を記載しなければならないこととされています（経過措置令）。

## 2 国税犯則調査手続の見直しに伴う罰則規定の整備

### (1) 改正前の制度の概要

国税に関する犯則事件の調査及び処分については、国税庁、国税局又は税務署の当該職員（国税に関する犯則事件の調査及び処分を行う事務に従事している者に限ります。以下「当該職員」といいます。）が行うこととされており、国際旅客運送事業を行う国内事業者（国内の航空事業者や海運事業者等）が国際観光旅客税を特別徴収し、納税義務者である国際観光旅客等に代わって納付を行う場合は、当該職員が調査

及び処分を行います。一方で、国際旅客運送事業を行う国外事業者（国外の航空事業者や海運事業者等）が国際観光旅客税を特別徴収し、納税義務者である国際観光旅客等に代わって納付を行う場合や、船舶等の入出港において国際観光旅客等が直接国際観光旅客税を納付する場合は、徴収実務の所轄庁は税関長であることを踏まえ、税関長又は税関職員を当該職員とみなして国税通則法（昭和37年法律第66号）第11章に規定される犯則事件の調査及び処分に係る規定が適用されることとされています（旧旅法27①）。

### (2) 改正の内容

刑事手続等の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るため、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和7年法律第39号）により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）が改正されました。

これに伴い、国税犯則調査手続についても、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮しつつ、犯則事件を調査するために必要があるときは、電磁的記録提供命令をできることとするなど、国税通則法の見直しが行われました（詳細は、後掲「**国税通則法等の改正**」の「一 国税犯則調査手続の見直し」をご参照ください。）。

上記の電磁的記録提供命令の創設に伴い、命令違反に対する罰則規定（違反した者は1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）（国税通則法127の2）も創設されましたが、改正前の国際観光旅客税法第27条第1項の規定では、当該罰則規定も含めて犯則事件の調査及び処分に係る罰則規定の適用関係が不明確であったことから、税関職員が行う国際観光旅客税の犯則調査についても、その罰則規定が適用されることを明確化するための規定の整備が行われました（旅法27①）。

### (3) 適用関係

上記の改正は、令和9年10月1日から施行さ

れます（改正法附則1七イ）。

## 五 印紙税関係の改正

### 1 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の見直し

#### (1) 制度の概要

我が国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の機会均等の実現を図ることが、国や地方公共団体はもとより、国民全体に対して求められています（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）4～6）。

**（参考）こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（旧子どもの貧困対策の推進に関する法律）（平成25年法律第64号）（抄）**  
（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

このため、義務教育以降の後期中等教育及び高等教育段階においても、意欲と能力のある者が家庭の経済状況によって進学を断念することがないよう支援をしていくことが重要となります。

このような観点を踏まえ、平成28年度税制改

正において、それまでその事業に関し作成される消費貸借契約書について印紙税の非課税措置が講じられていた都道府県（都道府県に代わって奨学金事業を実施する公益社団法人及び公益財団法人を含みます。）及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」といいます。）が実施する奨学金事業に加え、教育の機会均等の補完的な役割を担う公益法人等が実施する特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書についても印紙税の非課税対象とすることとされました。

具体的には、高等学校、大学等の生徒又は学生であって経済的理由により修学に困難がある者に対して文部科学大臣の確認を受けた無利息で行われる学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に作成されるものには、印紙税を課さないこととされました。

令和元年度税制改正、令和4年度税制改正及び令和7年度税制改正において、本措置の必要性や適用実績等を踏まえ、その適用期限がそれぞれ3年延長され、令和10年3月31日までの措置とされました（旧措法91の3②）。

#### (2) 改正の背景

専修学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきました。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校における教育の充実

を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校の課程として新たに専攻科が創設されることとなり、学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号。以下「学校教育法一部改正法」といいます。）により、これらに係る規定の創設等の措置が講じられることとなりました。

本措置の対象となる者の範囲は独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第3条の規定を引用していますが、上記の見直しに伴い、同条について新たに専修学校に設置される専攻科の学生が追加されるとともに、専修学校の専門課程の在籍者の呼称を「学生」とする見直しが行われました。

**（参考） 学校教育法一部改正法による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）（抄）**

（機構の目的）

第3条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生（大学及び高等専門学校並びに専修学校の専門課程及び専攻科の学生をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

### （3）改正の内容

本措置の対象に専修学校の専攻科の学生に対

して行う特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書を加えることとされました（措法91の3②）。

なお、JASSOが行う学資としての資金の貸付け等に係る消費貸借契約書に係る印紙税については、印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第3で非課税とされていますので、JASSOが専修学校の専攻科の学生に対して行う資金の貸付け等に係る消費貸借契約書に係る印紙税については、本措置ではなく同表に基づき非課税となります。

#### （4）適用関係

上記の改正は、令和8年4月1日以後に作成する特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書について適用されます（改正法附則1）。

## 2 東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長等

### （1）制度の趣旨等

東日本大震災については、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたるなど極めて大規模であること、また多くの政府系金融機関等において、従来の制度に比して一層の貸付利率の引下げが行われた東日本大震災の被災者等に対する災害貸付制度が設けられていること等を踏まえ、被災者等の復旧等のための資金調達に係る負担を軽減し、地方公共団体や政府系金融機関等による金融支援を側面から支える観点から、公的貸付機関等が東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税を非課税とする措置が創設されました。

その後、民間金融機関においても独自に東日本大震災の被災者等に対する特別貸付制度を設け金融支援を行っている実態を踏まえ、民間金融機関による金融支援を側面から支えるとともに、公的貸付機関等が行う特別貸付けとのバラ

ンスを図る観点から、民間金融機関が東日本大震災の被災者である一定の者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書についても、本措置の対象に追加されました。

## (2) 改正前の制度の概要

公的貸付機関等又は金融機関が、東日本大震災の被災者等に対して他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に作成されるものについて印紙税を非課税とすることとされてきました（旧震災税特法47、旧震災税特令37）。

(注1) 公的貸付機関等とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」といいます。）、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、日本私立学校振興・共済事業団などをいいます（旧震災税特令37①）。

(注2) 金融機関とは、銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、協同組合連合会、労働金庫連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫をいいます（震災税特令37③）。

## (3) 改正の内容

本措置については、復興期間が延長され、令和8年度から令和12年度までの5年間で新たに「第3期復興・創生期間」と位置付けられたことを踏まえ、その適用期限を5年延長し、令和13年3月31日までの措置とすることとされました（震災税特法47）。

なお、公的貸付機関等である震災支援機構による被災事業者への貸付けについては、主とし

て支援決定や債権買取等、支援の初期段階で行われてきましたが、東日本大震災の被災者等に対する支援決定の受付が終了し、今後、震災支援機構が本措置の適用対象となる消費貸借に関する契約書を作成する見込みがないことを踏まえ、本措置の対象から震災支援機構を除外することとされました（震災税特令37①②）。

## (4) 適用関係

上記の改正は、令和8年4月1日から施行されています（改正法附則1、改正震災税特令附則1）。

## 3 東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の見直し

### (1) 制度の趣旨等

東日本大震災により、多くの建物が壊滅的な被害を受けたことを踏まえ、東日本大震災からの早期復興を図るための税制上の措置の一環として、東日本大震災により建物に被害を受けた者の事業や生活の再建を支援する観点から、被災した建物に代わる建物を取得する際に作成する不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税を非課税とする措置が創設されました。

その後、福島第一原子力発電所の事故により、警戒区域設定指示等が発せられた地域への立ち入りが禁止される等の状態が続いていることを踏まえ、警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在した建物に代わる建物を取得する際に作成する不動産の譲渡に関する契約書等についても、本措置の対象に追加されました。

(注) 「警戒区域設定指示等」とは、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った一定の指示をいいます（震災税特法37①一、震災税特

規13②）。

## (2) 改正前の制度の概要

東日本大震災の被災者（その所有する建物に被害を受けたこと又は対象区域内建物の所有者であることにつき、市町村長等から証明を受けた者に限ります。）又はその者の相続人等が、次の①から⑥までのいずれかの場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書（建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限ります。）のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日まで（対象区域内建物に係るものについては、警戒区域設定指示等が行われた日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後3月を経過する日と同年3月31日とのいずれか早い日まで）の間に作成されるものについて印紙税を非課税とすることとされてきました（旧震災税特法49、旧震災税特令39）。

- ① 滅失等建物又は対象区域内建物が所在した土地を譲渡する場合（不動産の譲渡に関する契約書）
- ② 損壊建物又は対象区域内建物を譲渡する場合（不動産の譲渡に関する契約書）
- ③ 代替建物の敷地の用に供する土地を取得する場合（不動産の譲渡に関する契約書）
- ④ 代替建物を取得する場合（不動産の譲渡に関する契約書）
- ⑤ 代替建物を新築する場合（建設工事の請負に関する契約書）
- ⑥ 損壊建物を修繕する場合（建設工事の請負に関する契約書）

なお、本措置の適用を受けるためには、適用を受けようとする不動産の譲渡に関する契約書等に、東日本大震災によりその所有する建物に被害を受けたこと又は対象区域内建物の所有者であることについて、その建物の所在地の市町村長等から交付を受けた証明書を添付しなければなりません。

（注） 滅失等建物とは、東日本大震災により滅失

した、又は損壊したため取り壊した建物をいい、損壊建物とは、東日本大震災により損壊した建物をいい、対象区域内建物とは、警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在した建物（滅失等建物及び損壊建物を除きます。）をいい、代替建物とは、滅失等建物又は対象区域内建物に代わる一定の建物をいいます。

## (3) 改正の内容

本措置については、その適用状況を踏まえ、以下①及び②のとおりとされました（震災税特法49）。

- ① 適用期限を3年延長し、令和11年3月31日までの措置とする。
- ② 「第2期復興・創生期間」が令和7年度で終了すること及び適用実態を踏まえ、適用対象となる滅失等建物又は損壊建物の所在地を福島県の区域内に所在するものに限定する。

## (4) 適用関係

上記(3)①の改正は、令和8年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

上記(3)②の改正は、令和9年4月1日以後に作成する不動産の譲渡に関する契約書等について適用されます（改正法附則1六ハ）。

## 4 東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の延長等

### (1) 制度の趣旨

東日本大震災により、農用地において、地震・津波による被害や福島第一原子力発電所の事故による被害を受け、営農再開が困難となった農用地が多く発生したことを踏まえ、東日本大震災からの早期復興を図るための税制上の措置の一環として、東日本大震災により農用地に被害を受けた者の事業や生活の再建を支援する観点から、被災した農用地に代わる農用地を取

得する際に作成する不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税を非課税とする措置が創設されました。

## (2) 改正前の制度の概要

農業を営む東日本大震災の被災者（所有農用地又は地上権若しくは賃借権を有する農用地に被害を受けたことにつき、農業委員会から証明を受けた者又は対象区域内農用地の所有者若しくは対象区域内農用地に地上権若しくは賃借権を有する者であることにつき、市町村長から証明を受けた者に限ります。）又はその者の相続人等が、次の①から③までのいずれかの場合において作成する不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日まで（対象区域内農用地に係るものについては、警戒区域設定指示等が行われた日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後3月を経過する日と同年3月31日とのいずれか早い日まで）の間に作成されるものについて印紙税を非課税とすることとされてきました（旧震災税特法50、旧震災税特令40）。

- ① 被災農用地又は対象区域内農用地を譲渡する場合（不動産の譲渡に関する契約書）
- ② 代替農用地を取得する場合（不動産の譲渡に関する契約書）
- ③ 代替農用地に係る地上権又は土地の賃借権を設定し、又は取得する場合（地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書）

なお、本措置の適用を受けるためには、適用を受けようとする不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書に、東日本大震災によりその所有する農用地又は地上権若しくは賃借権を有する農用地に被害を受けた者であることについて、その農用地の所在地の農業委員会から受けた証明書又は対象区域内農用地の所有者若しくは対象区域内農用地に地上権若しくは賃借権を有する者であることについて、その対象区

域内農用地の所在地の市町村長から受けた証明書を添付しなければなりません。

(注) 被災農用地とは、東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となった農用地で一定のものをいい、対象区域内農用地とは、警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在した農用地（被災農用地を除きます。）をいい、代替農用地とは、被災農用地又は対象区域内農用地に代わる農用地をいいます。

## (3) 改正の内容

本措置のうち被災農用地に係る特例については、その適用状況を踏まえ、適用期限の到来をもって終了することとされました。

なお、対象区域内農用地に係る不動産の譲渡に関する契約書等については、適用期限を撤廃した上で、引き続き本措置が適用されることとなりました（震災税特法50、震災税特令40）。

## (4) 適用関係

上記の改正は、令和8年4月1日から施行されています（改正法附則1、改正震災税特令附則1）。

## 5 東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の延長

### (1) 制度の趣旨

東日本大震災により、漁船をはじめとする多くの船舶又は航空機が津波の影響により流出又は損壊する等の被害を受けたことを踏まえ、東日本大震災からの早期復興を図るための税制上の措置の一環として、東日本大震災により船舶又は航空機に被害を受けた者の事業の再建を支援する観点から、被災した船舶又は航空機に代わる船舶又は航空機を取得する際に作成する船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等に係る印紙税を非課税とする措置が創設されました。

(2) 改正前の制度の概要

東日本大震災の被災者である一定の者又はその者の相続人等が、東日本大震災により滅失し、又は東日本大震災により損壊したため取り壊した船舶若しくは航空機に代わる船舶若しくは航空機を取得し、又は建造する場合において作成する船舶若しくは航空機の譲渡に関する契約書又は船舶若しくは航空機の建造に係る請負に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に作成されるものについて印紙税を非課税とすることとされていました。

令和3年度税制改正において、復興期間が延長され、令和3年度から令和7年度までの5年間で新たに「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことを踏まえ、本措置の適用期限を5年延長し、令和8年3月31日までの措置とすることとされていました（旧震災税特法51）。

また、延長に当たっては、本措置の適用状況を踏まえ、その対象から漁船以外の船舶及び航空機を除外することとされていました（旧震災税特法51、震災税特令41）。

(3) 改正の内容

本措置については、その適用状況を踏まえ、適用期限を1年延長し、令和9年3月31日までの措置とすることとされました。

6 社会保険診療報酬支払基金の名称変更後における医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が作成する印紙税の非課税文書の見直し（令和7年改正法関係（令和7年3月））

(1) 改正前の制度の概要

印紙税法別表第3には、社会保険、年金、退職金共済等に関する文書を非課税とするものの一つとして、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」といいます。）が作成する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）等に基づく一定の業務に関する文書が掲名されています。

(参考) 旧印紙税法（昭和42年法律第23号）（抄）  
（非課税文書）

第5条 別表第1の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一・二 省 略

三 別表第3の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの  
別表第3 非課税文書の表（第5条関係）

文書名	作成者
省 略	省 略
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第139条第1項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第11条第1項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務、介護保険法（平成9年法律第123号）第160条第1項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の25第1項各号（支払基金の業務）に掲げる業務及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の15第1項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書	社会保険診療報酬支払基金
省 略	省 略

(2) 改正の背景等

地域医療における医師の偏在対策について、地域ごとに人口構造が急激に変化する中、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、「新たな地域医療構想等に関する検討会」等において議論が行われ、令和6年12月25日に厚生労働省医師偏在対策推進本部において、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」が策定されました。

(参考) 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ（令和6年12月25日公表）（抄）

① 経済的インセンティブ

- 重点医師偏在対策支援区域における医師確保を推進するため、都道府県の医師偏在是正プランに基づき、経済的インセンティブを講じることとし、医師偏在是正プラン全体の策定にあわせて、令和8年度から経済的インセンティブの本格実施とする。
- 具体的には、令和8年度予算編成過程において、重点医師偏在対策支援区域における以下のような支援について検討する。
  - ・ 当該区域で承継・開業する診療所の施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着に対する支援（緊急的に先行して実施）
  - ・ 当該区域における一定の医療機関に対する派遣される医師及び従事する医師への手当増額の支援
  - ・ 当該区域内の一定の医療機関に対する土日の代替医師確保等の医師の勤務・生活環境改善の支援、当該区域内の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関に対する支援
- 重点医師偏在対策支援区域における支援のうち、当該区域の医師への手当増額の支援については、全ての被保険者に広く協力いただくよう保険者からの負担を求める。また、医師への手当増額の支援については、診療報酬を代替するものであることを踏まえ、給付費の中で一体的に捉える。当該事業の実施について、保険者が実施状況や効果等を確認するための枠組みを検討する。

上記を踏まえ、医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「医療法等一部改正法」といいます。）による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「総合確

保法」といいます。）では、都道府県は「重点医師偏在対策支援区域」に所在する病院又は診療所に勤務する医師の手当の支給に関する事業（医師手当事業）を行うことができることとされ、これに伴い、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「支払機構」といいます。）が医療保険者等から医師手当拠出金等を徴収する業務及び都道府県に対し、医師手当交付金を交付する業務等を行うこととされています（総合確保法24）。

（注） 上記の「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」とは、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）の改正により、医療DXに関連するシステム開発、運用主体として、支払基金について、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保するとともに、情報通信技術の進歩に応じて、迅速かつ柔軟な意思決定が可能となる組織へと抜本的に改組を行い、名称変更した後の組織体をいいます（令和8年10月1日から施行されます。）。

（参考） 医療法等一部改正法による改正後の総合確保法（抄）

（医師手当事業）

第10条の2 都道府県は、医療法第30条の4第2項第9号イ(2)に掲げる区域において、当該区域に所在する病院又は診療所に勤務する医師の手当の支給に関する事業（以下「医師手当事業」という。）を行うことができる。

（機構の業務）

第24条 機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第18条に規定する業務のほか、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「医師手当事業関係業務」という。）を行う。

- 一 医療保険者等から医師手当拠出金等を徴収する業務
- 二 都道府県に対し、医師手当交付金を交付する業務
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務

### (3) 改正の内容

所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号。以下この五において「令和7年改正法」といいます。）において、現行、印紙税が非課税とされている支払基金の他の業務に係る文書との関係を踏まえ、支払機構が作成する総合確保法第24条各号に掲げる業務に関する文書を印紙税が非課税となる文書の範囲に加えることとされました（印法別表第3）。

### (4) 適用関係

上記の改正は、医療法等一部改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日以後に作成する文書に係る印紙税について適用されます（令和7年改正法附則1九）。

文書名	作成者
省 略	省 略
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の2（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第155条第1項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第176条第1項第1号及び第2号並びに第2項第3号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第96条の2（連合会の業務）の規定による業務に関する文書	国民健康保険団体連合会
省 略	省 略

## 7 国民健康保険団体連合会が作成する非課税文書の見直し（令和7年改正法関係（令和7年3月））

### (1) 改正前の制度の概要

印紙税法別表第3には、社会保険、年金、退職金共済等に関する文書を非課税とするものの一つとして、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」といいます。）が作成する児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づく一定の業務に関する文書が掲名されています。

（参考）旧印紙税法（昭和42年法律第23号）（抄）  
（非課税文書）

第5条 別表第1の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一・二 省 略

三 別表第3の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの  
別表第3 非課税文書の表（第5条関係）

### (2) 改正の背景等

政府により設置された医療DX推進本部において、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）が取りまとめられ、「関係機関や行政機関等間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有していく」こととされました。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）では、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制を構築するとともに、医療データを活用し、医療のイノベーションを促進するため、政府を挙げて医療・介護DXを確実かつ着実に推進することとされています。

現在、自治体が実施主体となっている介護保険・予防接種・母子保健・医療費助成等の分野に係る業務については、国民、自治体、医療機関・薬局といった当事者にとって、紙での情報連携にかかる業務負担が多く、改善が必要な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、関係機関や行政機関

等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備し、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有していくための環境整備として、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub。以下「PMH」といいます。）が開発され、今後運用されていくこととされています。

このPMHのうち、自治体検診のデジタル化に必要なシステムについては医療法等一部改正法により、自治体は健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく一定の業務を連合会に委託することができることとされました。

**（参考） 医療法等一部改正法による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）（抄）**

（機構等への事務の委託）

第19条の3 市町村は、市町村検診等の対象者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の全部又は一部を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和23年法律第129号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）又は国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。

2 省略

3 市町村は、市町村検診等の実施に関する事務を委託した者に対する当該事務の処理に要する費用の支払に関する事務の

全部又は一部を連合会に委託することができる。

（連合会の業務）

第67条の12 連合会は、国民健康保険法第85条の3に規定する業務のほか、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 第19条の3第1項及び第3項の規定により市町村から委託を受けて行うこれらの規定に規定する事務に関する業務

二 省略

三 前2号に掲げる業務に附帯する業務

### (3) 改正の内容

令和7年改正法において、現行、印紙税が非課税とされている連合会の他の業務に係る文書との関係を踏まえ、連合会が作成する健康増進法第67条の12第1号及び第3号（同条第1号の業務に係る業務に限ります。）に掲げる業務に関する文書を印紙税が非課税となる文書の範囲に加えることとされました（印法別表第3）。

### (4) 適用関係

上記の改正は、医療法等一部改正法の公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日以後に作成する文書に係る印紙税について適用されます（令和7年改正法附則1十二）。

## 六 揮発油税等関係の改正

※ 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律関係（令和7年12月）

### 1 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例措置等の廃止

#### (1) 改正前の制度の概要

揮発油税及び地方揮発油税の税率については、

昭和49年度の税制改正において税率引上げが行われた際に、暫定的な措置として、租税特別措置法により税率の特例措置が講じられ、昭和51年度及び昭和54年度の税率引上げの際にも同法による税率の特例措置として改正がなされてき

ました。以来、平成20年度改正において平成30年3月末までの10年間の措置として延長されるまで、累次の税制改正において、その適用期限が延長されてきました。

また、揮発油税及び地方揮発油税の税収の用途については、昭和29年度以降、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき道路特定財源とされてきました。本特例措置に係る税率改正や適用期限の延長に当たっては、その時々道路整備計画等を踏まえた検討・対応が図られてきたところですが、平成20年度改正において平成30年3月末までの10年間の措置として適用期限の延長が行われた際も、平成19年12月に検討された10年間の道路整備計画の案等を踏まえて措置されました。

その後、平成21年4月に道路特定財源の一般財源化が行われ、同年9月に政権交代が行われた後の平成22年度税制改正において、10年間の措置としての暫定税率は廃止することとされましたが、地球温暖化対策の観点や厳しい財政状況に鑑み、当分の間の措置として、税率水準については維持することとされました（旧措法88の8）。税率は、1ℓ当たり、揮発油税と地方揮発油税を合わせて、本則分28.7円、上乘せ分25.1円、合計53.8円）。

## (2) 改正の背景等

国際情勢の変化等による原油価格の高騰に伴い、燃油価格が上昇し、令和4年1月から燃油価格を抑制するため燃料油価格激変緩和補助金（令和7年5月22日以降は燃料油価格定額引下げ措置。以下、総称して「補助金」といいます。）が支給されることとなりました。その後も原油価格は高止まりし、補助金については形を変えながら累次の延長が図られ、令和7年6月の時点では、ガソリン1ℓ当たり10円の定額補助金が支給される制度となっていました。

その間、税制については、適用が停止されていたいわゆるトリガー条項（旧措法89）の凍結解除や揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例

措置（旧措法88の8）（以下「当分の間税率」といいます。与野党合意等の文書では、「暫定税率」という別称が用いられている場合がありますが、同義です。）の廃止について、与野党の様々な枠組みで協議が行われてきましたが、令和7年7月30日に与野党6党の国会対策委員長間で暫定税率の廃止に関して

- ・ 財源確保、流通への影響、地方財政への配慮等の課題を含め、すみやかに与野党合意の上、法案を成立させ、今年中のできるだけ早い時期に実施する、
- ・ 与野党の実務者間で法案内容及び実施に必要な施策について協議する場を8月1日開会の臨時国会中に設置し、閉会中にも精力的に検討を行い、早期に実施できるよう合意を目指す、

ことが合意され、8月1日に野党7党（議員立法）により、令和7年11月1日に当分の間税率を廃止すること等を定めた「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案」が衆議院に提出されました。

その後、与野党合意に基づき、与野党の実務者による協議が行われ、令和7年11月5日に

- ・ 物価高への対応として、補助金について、令和7年11月13日から2週間ごとに5円ずつ引き上げ、ガソリンは12月11日に補助金の金額を暫定税率の廃止と同水準（25.1円／ℓ）とすること、
- ・ 暫定税率を令和7年12月31日に廃止すること、
- ・ 油槽所在庫について、暫定税率の廃止に伴い、急激な価格変動による流通の混乱を避けるため、事業者が税務申告を行う際に本則税率（28.7円／ℓ）との差額相当分（25.1円／ℓ）を控除（還付）する仕組みを措置すること、
- ・ 令和7年8月の野党提出法案に必要な修正を加え、臨時国会で成立させること等について与野党6党で合意されました。

この合意を受け、「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案」は、衆議院における審議の過程で施行日等の必要な修正が行われた後、令和7年11月25日に衆議院、同月28日に参議院で可決・成立し、関係する政省令とともに同年12月5日に公布されました。

### (3) 改正の内容

当分の間税率は令和7年12月31日に廃止され、同日以後に揮発油の製造場から移出される揮発油及び保税地域から引き取られる揮発油については、本則税率（28.7円/ℓ）が適用されることとなりました（旧措法88の8）。

また、当分の間税率の廃止に伴い、いわゆるトリガー条項についても廃止することとされました（旧措法89、旧震災税特法44）。

なお、令和7年12月31日の当分の間税率の廃止に伴い、当分の間税率の扱いについて結論を得て実施するまでの間の措置とされていたガソリンへの補助金支給は終了しました（ただし、令和8年2月のイラン情勢の変化に伴う原油価格高騰に対応するため、3月19日から、緊急的激変緩和措置としてガソリンに対する支援が再開されています。）。

### (4) 適用関係

揮発油税等は製造場等から出荷された時点で課税される一方で、補助金は製造場から油槽所等に出荷された後、油槽所等から小売事業者に出荷される時点で支給される制度となっていました。施行の日（令和7年12月31日）前に製造場等から油槽所等に出荷済のガソリンの在庫に対しては当分の間税率が課税される一方、同日前に油槽所から小売事業者に出荷していれば、補助金が支給されることで当分の間税率廃止後と同等の価格で販売することが可能でした。一方、同日時点で製造場等から出荷済であるものの、油槽所等に残っている（＝小売事業者等に未出荷）在庫については、当分の間税率で課税

されている一方で、補助金は同日に廃止されたことにより、高い価格で販売せざるを得ない状況が生じる可能性がありました。こうした問題に対処するため、令和7年11月5日の与野党6党による合意に基づき、施行の日（令和7年12月31日）時点で、油槽所等が所持している当分の間税率で課税されたガソリンの在庫について、当分の間税率と本則税率の差額分（25.1円/ℓ）を控除（還付）する措置が講じられました（廃止法附則2）。

## 2 沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の見直し

### (1) 制度の趣旨等

沖縄が本邦に復帰する前（昭和47年5月15日前）の沖縄における間接税の課税物品の税負担を本邦と比較すると、沖縄は総体として低い水準にありました。このような実情を踏まえ、間接税について、復帰後直ちに本邦税率を適用すると、沖縄県における一般消費者の生活や産業経済に及ぼす影響が大きいと考えられたことから、その影響の緩和を図る観点から復帰後5年間は、原則として復帰前の負担水準を維持する措置が講じられました。

昭和52年度税制改正において、本措置について、5年間の期限延長を行うとともに、段階的に負担水準を本土並みに近づけていくための措置が講じられましたが、昭和57年度以降の税制改正においては、沖縄県の社会経済情勢等を考慮して、負担水準の見直しは行わず、延長措置が講じられており、直近では、令和6年度税制改正において、原油価格の動向や燃料油価格高騰に対する激変緩和対策事業が実施されている状況にあることなどを踏まえ、その適用期限を令和9年5月14日まで延長することとされました。

これらの経緯を経て、沖縄県の区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油については、揮発油税及び地方揮発油税が軽減されています。

## (2) 改正前の制度の概要

昭和55年5月15日から令和9年5月14日までの間における揮発油税及び地方揮発油税の税率は、本土における両税の合計額（53.8円/ℓ）に538分の468を乗じて計算した金額（46.8円/ℓ）（本土に比べて約13%の軽減）とすることとされていました（旧沖特令74）。

## (3) 改正の内容

沖縄県における現行の税率は、政令において当分の間税率の水準に基づき規定されていたことから、上記1の当分の間税率の廃止に伴い、見直しを行う必要が生じ、令和7年11月5日の与野党6党の合意では、沖縄県の軽減措置は、「これまでの経緯や地域の実情を踏まえ、本則

税率の軽減措置を講ずる」こととされました。

この合意を踏まえ、さらに議論が行われた結果、令和7年12月31日（当分の間税率の廃止の日）から現行の適用期限（令和9年5月14日）までの間における沖縄県の揮発油税及び地方揮発油税の税率は、当分の間税率廃止前にいわゆるトリガー条項が発動して本土に本則税率が適用された場合には、当分の間税率適用時と同様の負担軽減割合（本土に比べて約13%の軽減）となるように政令で定められていたこと等を勘案し、トリガー条項発動時と同様に、本土における両税の合計額（28.7円/ℓ）に287分の249を乗じて計算した金額（24.9円/ℓ）とすることとされました（沖特令74）。